02—02　ＰＵＤＴ

審決分類及び判決分類

１．審決分類及び判決分類

審決分類及び判決分類は、審決、異議決定、判決など（以下「審決等」という。）を、事件の種類、審決等で主として論じられている事項（以下「判示事項」という。）並びに審決等の結論及び技術、物品又は商品の分類（区分）などの別によって分類した標識である。

審決分類及び判決分類は、過去の審決等を検索して参照する際の検索タグとして利用されるから、審決等の判断内容や文章表現が、その分類で検索した者にとって参考になるように付与する。したがって、原則として、審決等に記載した事項について付与し、審決等に記載しなかった事項（検討したにとどまる事項を含む）については付与しない。

２．審決分類及び判決分類の構成

審決分類及び判決分類は、「基本分類」に、ハイフン（-）を介して「補助分類」を接続したものである。

「基本分類」は、「事件の種類別分類」に、ピリオド（．）介して「判示事項別分類」を接続したものであり、この「事件の種類別分類」は、「産業財産権等の種類」と「審級の種類」と「審判等の種類」を順に接続したものである。

「補助分類」は、「第１補助分類」に、括弧書きで「第２補助分類」を接続したものである。

〔例：審決分類及び判決分類の構成〕

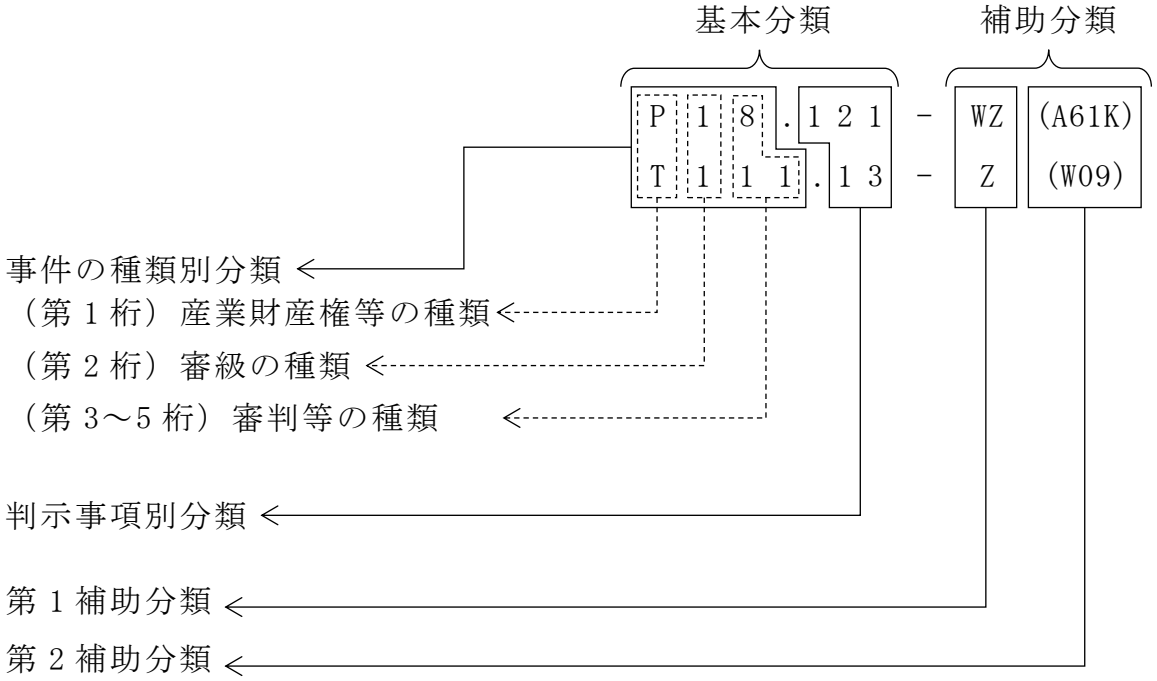

(1) 基本分類

ア　事件の種類別分類（→02―02.1～02―02.5 の 1.）

（ア）産業財産権等の種類

第 1 桁に、事件の争いの対象となった産業財産権等の種類（特許、実用新案、意匠、商標、その他）を、P、U、D、T、E（→02―03 のⅢ 5.）のいずれかを用いて示す。

（イ）審級の種類

第 2 桁に、審級の種類（審判、再審、出訴など）を、1 桁の数字で示す。

（ウ）審判等の種類

第 3～5 桁に、審判等の種類（無効、異議の申立て、判定、取消し、査定不服など）を数字で示す。なお、審級の種類が再審である場合は、再審請求の対象となった審決等がされた審判の種類とする。

イ　判示事項別分類（→02―02.1～02―02.5 の 2.）

審決等で主として論じられている事項（進歩性、関連意匠、外観類似など）を、1～3 桁の数字で示す。

(2) 補助分類

ア　第 1 補助分類（→02―02.1～02―02.5 の 3.）

審決等の結論（却下、取り消して登録、無効など）を、大文字アルファベットで示す。

イ　第２補助分類

特許及び実用新案は、国際特許分類（IPC）のサブクラスまで、意匠は、意匠分類の初めの４桁、商標は、法区分及び商品・役務区分コードを示す。

３．審決分類及び判決分類の具体例

基本分類							補助分類	
事件の種類（3～5桁）			判示事項（1～3桁）				第１補助分類	第２補助分類
産業財産権の種類	審級の種類	審判・裁判の種類					結論	IPC 意匠分類 法区分及び商品・役務区分
↓	↓	↓	.	↓	-		↓	↓
P	1	8	.	121	-		Z	(B65H)
P	1	651	.	121	-		ZC	(F02D)
P	3	8	.	121	-		ZZ	(G11B)
U	1	112	.	13	-		Y	(A47J)
D	1	2	.	1	-		ZA	(J2－1)
T	1	652	.	271	-		Z	(W04)

（改訂 R5.12）

02—02.1　P
特許における審決の分類表

この節における分類表は平成８年１月１日以降の出願に適用される（ただし、特許異議の申立て関係の分類は平成27年４月１日より使用）。

１．事件の種類別分類（P　　.　　－　（　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（審判等の種類）	
P	特　　許	1	審　　判（特許異議の申立て、判定を含む）		＜無　　効＞
				112	全部無効（平成15年以前請求）
				113	全　部　無　効
				122	一部無効（平成15年以前請求）
		5	再　　審	123	一　部　無　効
		9	そ　の　他		＜延長登録無効＞
				15	延長登録無効（全部）
				16	延長登録無効（一部）
				2	判　　定
				41	訂　　正
					＜除斥・忌避＞
				51	除　　斥
				52	忌　　避
					＜特許異義の申立て＞
				651	全　部　申　立　て
				652	一　部　申　立　て
				8	査　定　不　服
					＜中　間　決　定＞
				91	参加許否の決定
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定
				99	そ　の　他

（注）ａ．複数の特許異議の申立てを併合して審理する場合は、併合した状態で、全ての請求項に対して申立てがあるか否かを判断する。
ｂ．複数の特許異議の申立てを別々に審理する場合に、後でする異議決定については、当該決定時点で残存している請求項の全てに対する申立てとなるか、一部に対する申立てとなるかを判断する。

２．　判示事項別分類（P　　.□-　（　　））

(1)　査定不服、無効、訂正(注)、特許異議の申立て、判定

分類	判示事項	
0	審理一般（別表）	
1	特§29	特許要件
111	〃　①一	新規性　公知
112	〃　①二	新規性　公然実施
113	〃　①三	新規性　刊行物記載
121	〃　②	進歩性
14	〃　①柱書	産業上利用性
15		発明者・出願人
151	特§38	共同出願
152	特§49七（旧六）	特許を受ける権利を有しない者の出願 非発明者・無承継の出願（平成24年3月31日以前出願）
	特§123①六	特許を受ける権利を有しない者の特許 非発明者・無承継の特許（平成24年3月31日以前出願）
16	特§29の2	拡大先願
161	〃	発明同一
162	〃	発明者同一
163	〃	出願人同一
24	特§32	公序、良俗、衛生
4	特§39	先願
5		外国人の権利の享有、条約違反
51	特§25	外国人の権利の享有
	特§49三	条約違反の出願
	特§113三	条約違反の特許
	特§123①三	〃
	〃　七	特許後の条約違反
536	特§36　④	発明の詳細な説明の記載不備
537	〃　⑥一～三	請求の範囲の記載不備
538	〃　⑥四	請求の範囲の記載形式不備
54	特§49六（旧五）	原文新規事項
	特§113五	〃
	特§123①五	〃
55	特§17の2③	新規事項追加の補正（特§113一、特§159②、特§174①（旧②）で準用する場合を含む）
56	特§53①	補正の却下
561	特§17の2③	新規事項追加による補正却下（特§159①、特§174①で準用する場合を含む）
562	〃	翻訳文新規事項追加による補正却下（〃）
57	特§17の2	補正目的
571	⑤（旧④）　一	請求項の削除
572	〃　二	請求項の限定的減縮
573	〃　三	特許請求の範囲における誤記の訂正
574	〃　四	特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明
575	⑥（旧⑤）	独立特許要件

分類	判示事項	
64	旧特§37	発明の単一性（平成15年12月31日まで）
641	〃　一	議題同一
642	〃　二	主要部同一
643	〃　三	物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
644	〃　四	方法の発明の実施に使用するもの
645	〃　五	その他政令で定めるもの
65	特§37	発明の単一性（平成16年1月1日以降）
7		延長登録
71	特§67の3①一	処分の必要性
	特§125の2①一	〃
831	特§123①八	訂正の適否
832	特§126①	〃
	特§120の5②	〃
	特§134の2①（旧§134②）	〃
841	特§126⑤（旧②、③項）	新規事項追加の訂正（特§134の2⑨（旧同条⑤、旧134⑤）で準用する場合を含む）
842	〃	原文新規事項追加の訂正（〃）
851	特§126①一	特許請求の範囲の減縮
	特§120の5②一	〃
	特§134の2①一	〃
	（旧§134②一）	〃
852	特§126①二	誤記又は誤訳の訂正
	特§120の5②二	〃
	特§134の2①二	〃
	（旧§134②二）	〃
853	特§126①三	明瞭でない記載の釈明
	特§120の5②三	〃
	特§134の2①三	〃
	（旧§134②三）	〃
857	特§126①四	他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること
	特§120の5②四	〃
	特§134の2①四	〃
	（旧§134②四）	〃
854	特§126⑥（旧③、④項）	特許請求の範囲の実質的拡張（特§120の5⑨、特§134の2⑨（旧134の2⑤、旧§134⑤）で準用する場合を含む）
855	〃	特許請求の範囲の実質的変更（〃）
856	特§126⑦（旧④、⑤項）	独立特許要件（〃）

（注）「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、575又は856と共にこの分類表における分類1～645の該当分類を使用する。

(2)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審 理 一 般（別表）
1	同　　一
2	利　　用
9	そ　の　他

(3)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示（→02—03 のⅣ）

３．　第１補助分類（P　　.　　-□(　　)）

分類	第１補助分類（審決等の結論）					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
W			取り消して差戻し			
WA			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、審査に差し戻す			
WB			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、審査に差し戻す			
WY 定型はWYF			取り消して特許登録			
WYA			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、特許すべきものとする			
WYB			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、特許すべきものとする			
WZ 定型はWZF			特許登録しない（前置又は当審で、拒絶理由）			
WZA			補正却下を取り消す 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			
WZB			補正却下を取り消さない 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			

分類	第1補助分類（審決等の結論）					
	無効・延長登録無効	訂　正	査定不服	判　定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 （準用§135）		決定却下 （準用§135）
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 （準用§133の2）	決定却下	決定却下 （準用§133の2）
XA	訂正を認める 審判請求を却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）					訂正を認める 申立てを却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）
Y	無効としない	訂正を認める（全部認容）			認める、許可する	特許を維持する
YA	訂正を認める 無効としない ※1			属する （申立て成立）		
YAA	訂正を認める （全部認容） 無効としない ※2					訂正を全て認める 特許を維持する
YAB	訂正を認める （一部認容） 無効としない ※2					訂正を一部認める 特許を維持する
YB	訂正を認めない 無効としない			属する （申立て不成立）		訂正を認めない 特許を維持する
YC		訂正を認める（一部認容） ※3				
Z	無効とする（申立て全部成立）	訂正を認めない	特許登録しない		認めない、許可しない	特許を取り消す （申立て全部成立）
ZA	訂正を認める 無効とする（申立て全部成立） ※1		補正却下を取り消す 原査定の理由により拒絶すべきものである	属さない （申立て成立）		

分類	第1補助分類（審決等の結論）					
	無効・延長登録無効	訂　正	査定不服	判　定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
ZAA	訂正を認める（全部認容） 無効とする（申立て全部成立） ※2					訂正を全て認める 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZAB	訂正を認める（一部認容） 無効とする（申立て全部成立） ※2					訂正を一部認める 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZB	訂正を認めない 無効とする（申立て全部成立）		補正却下を取り消さない 原査定の理由により拒絶すべきものである	属さない（申立て不成立）		訂正を認めない 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZC	無効とする（申立て一部成立）					特許を取り消す （申立て一部成立）
ZD	訂正を認める 無効とする（申立て一部成立） ※1					
ZDA	訂正を認める（全部認容） 無効とする（申立て一部成立） ※2					訂正を全て認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZDB	訂正を認める（一部認容） 無効とする（申立て一部成立） ※2					訂正を一部認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZE	訂正を認めない 無効とする（申立て一部成立）					訂正を認めない 特許を取り消す （申立て一部成立）

※1　平成24年3月31日以前に請求された無効審判に用いる。
※2　平成24年4月1日以降に請求された無効審判に用いる。
※3　平成24年4月1日以降に請求された訂正審判に用いる。

（改訂R5.12）

02—02.2　U
実用新案における審決の分類表

〔平成６年１月１日以降の出願〕

１．事件の種類別分類（U　.　－　（　））

第1桁（産業財産権等の種類）			第2桁（審級の種類）	第3～5桁（審判等の種類）	
U	実用新案	1	審判（判定を含む）		＜無　　効＞
				111	全部無効（平成１５年以前請求）
		5	再　　審	114	全　部　無　効
				121	一部無効（平成１５年以前請求）
		9	そ の 他	124	一　部　無　効
				2	判　　定
					＜除　斥　・　忌　避＞
				51	除　　斥
				52	忌　　避
				8	査　定　不　服
					＜中　間　決　定＞
				91	参加許否の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

2． 判示事項別分類（U　.□-　（　））

（1）登録無効

分類	判示事項	
0	審理一般（別表）	
1	実§3	登録要件
111	〃　①一	公知
112	〃　①二	公然実施
113	〃　①三	刊行物記載
121	〃　②	進歩性
13	〃　①柱書	物品
14	〃　①柱書	産業上利用性
15		発明者・出願人
151	実§11	共同出願
152	実§37①五	実用新案登録を受ける権利を有しない者の出願 非考案者・無継承の出願（平成24年3月31日以前出願）
16	実§3の2	拡大先願
161	〃	考案同一
162	〃	考案者同一
163	〃	出願人同一
2	実§4	登録を受けられない考案
24	〃	公序、良俗、衛生
4	実§7	先願
5		外国人の権利の享有、条約違反
51	実§2の5③	外国人の権利の享有
	実§37①三	条約違反の登録実用新案
	実§37①六	登録後の条約違反
531	実§5　④	詳細な説明の記載不備（平成7年6月30日まで）
534	〃　⑤一、二及び⑥	請求の範囲の記載形式不備（平成7年6月30日まで）
535	〃　⑤三及び⑥	請求の範囲の記載形式不備（平成7年6月30日まで）
536	〃　④	詳細な説明の記載不備
537	〃　⑥一、二及び三	請求の範囲の記載不備
538	〃　⑥四	請求の範囲の記載形式不備
556	実§2の2②	新規事項追加の補正

(2)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	同　　一
2	利　　用
9	そ　の　他

(3)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示(→02—03 のⅣ)

３．　第１補助分類（U　　.　　-□(　　)）

分類	第１補助分類（審決等の結論）		
	無　　効	判　　定	除斥・忌避、参加許否
X	審決却下	判定却下（特§135）	
XX	決定却下	決定却下（特§133）	決定却下
XA	訂正あり 審判請求を却下する（争いの請求項はすべて訂正により削除）		
Y	無効としない		認める、許可する
YA	訂正あり 無効としない	属する（申立成立）	
YB		属する（申立不成立）	
Z	無効とする（申立全部成立）		認めない、許可しない
ZA	訂正あり 無効とする（申立全部成立）	属さない（申立成立）	
ZB		属さない（申立不成立）	
ZC	無効とする（申立一部成立）		
ZD	訂正あり 無効とする（申立一部成立）		

（改訂 R5.12）

02—02.3　D

意匠における審決の分類表

1．事件の種類別分類（D　　.　－　（　　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（審判等の種類）	
D	意　　匠	1	審　　判		＜無　　効＞
				11	無効（平成15年以前請求）
		5	再　　審	113	無　　効
				2	判　　定
		9	そ の 他		
					＜除 斥 ・ 忌 避＞
				51	除　　斥
				52	忌　　避
				7	補正却下決定不服
				8	査 定 不 服
					＜中 間 決 定＞
				91	参加許否の決定
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

２． 判示事項別分類（D　　.□-　　（　　））

(1) 無効、査定不服

分類	判示事項	
0	審理一般（別表）	
1	意§3	登録要件
11	〃	新規
111	〃 ①一	公知（類似も含む）
113	〃 ①二	刊行物記載（類似も含む）
12	〃	創作
121	〃 ②	容易に創作
13	〃 ①柱書	物品等
14	〃	工業上利用
15	意§15（→特§38）	共同出願
	意§17四	非創作者無承継出願
	意§48①三	非創作者無承継登録意匠
16	意§3の2	登録要件（先願意匠の一部）
2	意§5	登録を受けられない意匠
24	〃 一	公序、良俗
25	〃 二	出所混同
26	〃 三	機能不可欠形状のみ
3	意§10	関連意匠（類似意匠を含む）
4	意§9	先願
5	その他	
51	意§68③（→特§25）	外国人の権利の享有
	意§17二	条約違反の出願
	意§48①二	条約違反の登録意匠
	意§48①四	登録後の条約違反
52	意§7	一意匠一出願
6	意§8	組物意匠
62	意§8の2	内装の意匠

(2)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審 理 一 般（別表）
1	同一・類似
9	そ　の　他

(3)　補正却下不服、補正却下の決定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	図面（意匠の説明を含む）
2	物品等（物品の説明を含む）

(4)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

３．　第１補助分類（D　　.　　-□(　　)）

分類	第1補助分類（審決等の結論）				
	無効	査定不服	補正却下不服	判定	除斥・忌避、参加許否
W		取り消して差戻し	取り消す		
WY		取り消して登録			
WZ		登録しない （当審拒絶理由）			
X	審決却下	審決却下	審決却下	判定却下 （特§135）	
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 （特§133）	決定却下
Y	無効としない				認める、許可する
YA				属する （申立成立）	
YB				属する （申立不成立）	
Z	無効とする	登録しない	取り消さない		認めない、許可しない
ZA				属さない （申立成立）	
ZB				属さない （申立不成立）	

（改訂 R5.12）

02—02.4　T

商標における審決の分類表

1．事件の種類別分類（T　　.　－　（　　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（審判等の種類）	
T	商　　標	1	審　　判		＜無　　効＞
				11	全　部　無　効
		5	再　　審	12	一　部　無　効
				13	更新登録無効（全部）（平成8年改正法前）
		9	そ の 他	14	更新登録無効（一部）（平成8年改正法前）
				17	書換登録無効（全部）
				18	書換登録無効（一部）
				2	判　　定
					＜取　消　し＞
				31	全　部　取　消
				32	一　部　取　消
					＜除　斥　・　忌　避＞
				51	除　　斥
				52	忌　　避
					＜登録異議の申立て＞
				651	全　部　申　立　て
				652	一　部　申　立　て
				7	補正却下決定不服
				8	査　定　不　服
				81	書換査定不服
					＜中　間　決　定＞
				91	参加許否の決定
				92	登録異議についての決定（平成8年改正法前）
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

２．　判示事項別分類（T　　.□―　（　　））

(1)　無効、査定不服、登録異議についての決定

分類	判　示　事　項	
0	審理一般・（別表）	
1	商§3　一般	商標の登録要件
11	〃　①一	普通名称
12	〃　①二	慣用されているもの
13	〃　①三	産地、販売地、品質、原材料など
14	〃　①四	ありふれた氏、名称
15	〃　①五	簡単でありふれたもの
16	〃　①六	1号から5号以外のもの
17	〃　②	使用による自他商品の識別力
18	商§3①柱書	業務の記載、商標の使用（意思）
2	商§4　一般	登録を受けられない商標
21	〃　①一	国旗、菊花紋章、勲章など
	〃　①二	条約国の紋章など
	〃　①三	国際機関の表示など
	〃　①四	赤十字の標章、記章など
	〃　①五	監督用、証明用の印章、記号など
	〃　①六	公益団体など営利を目的としないものの表示など
	〃　①九	博覧会の賞など
	〃　①十四	種苗法による登録名称と同一又は類似
22	〃　①七	公序、良俗
222	〃　①十九	不正目的の出願
23	〃　①八	他人の肖像、氏名、著名な芸名など
24	〃　①十三（平成23年改正法前）	消滅後1年を経過しない他人の商標
25	〃　①十　一般	周知商標
251	〃　①十	外観類似
252	〃　①十	称呼類似
253	〃　①十	観念類似
254	〃　①十	商品（役務）の類否
255	〃　①十	商標の周知
26	〃　①十一　一般	他人の登録商標
261	〃　①十一	外観類似
262	〃　①十一	称呼類似
263	〃　①十一	観念類似
264	〃　①十一	商品（役務）の類否
265	〃　①十一	商品と役務の類否
27	〃　①十一　一般	誤認混同一般
271	〃　①十五	出所の混同
272	〃　①十六	品質の誤認
28	〃　①十二	他人の登録防護標章
29	〃　①十七	ワイン・スピリッツの産地表示
3	商§7（平成8年改正前）	連合商標
4	商§8	先願
5	商§51②	悪意の使用により取り消された商標の再登録
	商§53②	使用権者の不正使用により取り消された商標の再登録
6	商§77③（→特§25）	外国人の権利の享有
	商§46①二～六	条約違反など、及び事後的無効事由
	商§15①二	条約違反など
7	商§21①（平成8年改正前）	更新登録
71	〃　一（同）	公益的不登録事由
72	〃　二（同）	登録商標の不使用
73	〃　三（同）	商標権者でない者の出願
74	商附則§13（平成8年法）	役務重複登録の更新
	商附則§17（同）	役務重複登録の更新無効

分類	判　示　事　項	
8	商§64	防護標章
81	〃	標章の同一
82	〃	商品（役務）の混同
83	〃	商標権者でない者の登録出願
84	〃	条約違反
9		その他
91	商§6	一商標一出願
92	商§15①四（平成8年改正前）	正当な権利者以外の代理人又は代表者による出願
93	商附則§6①（平成3年法）	使用に基づく特例の適用
941	商§4①十八 他	立体商標
942	商§7の2	地域団体商標
945	商附則§8①（平成18年法）	小売商標の使用に基づく特例の適用（平成19年4月1日から）
95	商附則§6（昭和34年法）	書換登録
951	〃　一（同）	商附則4条1項の要件
952	〃　二（同）	商標権者でない者の申請

(2)　取消し

分類	判　示　事　項	
0	審理一般（別表）	
1	商§50	不使用による取消し
11	〃	商標の同一性
12	〃	かけ込み使用を含めた商標の使用
3	商§51	権利者の不正使用による取消し
31	商附則§10（平成3年法）	〃
4	商§52の2	類似商標移転における混同による取消し
5	商§53	使用権者の不正使用による取消し
6	商§53の2	正当な権利者以外の代理人又は代表者による登録の取消し

(3)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	同　　一
9	そ　の　他

(4)　補正却下決定不服・補正却下の決定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	商　　標（役務）
2	商　　品

(5)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格（権利濫用に関する判断）、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

3．第１補助分類（T　．　-□(　　)）

分類	第１補助分類（審決等の結論）						
	無効、取消し	査定不服	補正却下不服	判　定	除斥・忌避、参加許否	付与前異議	付与後異議
W		取り消して差戻し	取り消す				
WY		取り消して登録				理由なし	
WZ		登録しない (当審拒絶理由)				理由あり	
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 (特§135)			申立却下
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 (特§133)	決定却下	申立て却下	申立書却下
Y	無効としない、 取り消さない				認める、 許可する		登録を維持
YA				属する (申立て成立)			
YB				属する (申立て不成立)			
Z	無効とする (請求全部成立) 取り消す (請求全部成立)	登録しない	取り消さない		認めない、 許可しない		登録を取消 (申立全部取消)
ZA				属さない (申立て成立)			
ZB				属さない (申立て不成立)			
ZC	無効とする (請求一部成立) 取り消す (請求一部成立)						登録を取消 (一部取消、 一部維持)

(改訂 R5.12)

02—02.5　P U D T
判決分類表

1．　事件の種類別分類（[　　]．　－　（　　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（裁判の種類）	
P	特　　許	3	高裁出訴	X	審決及び決定の取消訴訟（注）
U	実用新案	4	上　　告		
D	意　　匠	7	地裁出訴	0	裁判
T	商　　標			01	通常訴訟
E	そ の 他			02	行政訴訟（審決等取消訴訟を除く）
				03	仮 処 分
				04	再　　審
				09	そ の 他

（注）審決及び決定の取消訴訟判決の場合における第3～5桁は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の１．）の第3～5桁（審判等の種類）を使用する。また、審決取消訴訟判決の判示事項別分類は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の２．）を使用する。
〔例：特許全部無効審決維持の判決〕　P3112.121－ZZ（G11B）

2．　判示事項別分類（注1）（　　．[　]－　（　　））

通常訴訟、仮処分、再審	
分類	判示事項
X	審理一般（注2）
1	権利範囲
11	同一、類似
12	利　　用
19	そ の 他
2	先使用
3	差止請求権
4	侵害とみなす行為
5	推定
51	損害額の推定
52	過失の推定
53	生産方法の推定
6	信用回復の措置
9	その他

行政訴訟	
分類	判示事項
X	審理一般（注2）
1	処分取消
11	不受理処分取消
12	登録処分取消
2	不作為の違法確認
9	その他

（注１）審決取消訴訟判決の判示事項別分類は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の２．）を使用する。
（注２）審理一般の細分類は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の２．の別表）を使用する。

３．第１補助分類（　　．　-□(　　)）

判決の第１補助分類（結論）を付与するにあたって、前審（判）決を取り消す判決にはＷを、前審（判）決を維持する（請求棄却）判決にはＺを、却下の場合はＸを、それぞれ前審（判）決の第１補助分類の後に続けて記入する。

(1) 審決等取消訴訟関係の第一補助分類

a　査定系の審決又は決定に係る取消訴訟判決の例

審決		高裁判決		最高裁判決	
請求不成立	Z WZ	審決取消	ZW WZW	原判決取消	ZWW WZWW
				原判決維持	ZWZ WZWZ
		審決維持	ZZ WZZ	原判決取消	ZZW WZZW
				原判決維持	ZZZ WZZZ

（注）審決は、Z、WZ 以外の場合もある（→02―02.1、02―02.3、02―02.4 の３．の分類表）。

b　当事者系又は訂正の審決に係る取消訴訟判決・決定の例

審決		高裁判決･決定(注)		最高裁判決	
無効としない 訂正を認める 取り消さない	Y	審決取消	YW	原判決取消	YWW
				原判決維持	YWZ
		審決維持	YZ	原判決取消	YZW
				原判決維持	YZZ
無効とする 取り消す 訂正を認めない 一部無効とする 一部取り消す	Z ZC	審決取消	ZW ZCW	原判決取消	ZWW ZCWW
				原判決維持	ZWZ ZCWZ
		審決維持	ZZ ZCZ	原判決取消	ZZW ZCZW
				原判決維持	ZZZ ZCZZ

（注）平成 15 年改正特§181②に規定される差戻し決定による審決取消については、
審決の結論コードに「V」を付加し、YV、ZV、ZCV などとする。
審決は、Y、Z、ZC 以外の場合もある（→02―02.1～02―02.4 の３．の分類表）。

c　特許（商標登録）異議の申立てに係る取消決定取消訴訟判決の例

審決		高裁判決		最高裁判決	
取り消す 一部取り消す	Z ZC	決定取消	ZW ZCW	原判決取消	ZWW ZCWW
				原判決維持	ZWZ ZCWZ
		決定維持	ZZ ZCZ	原判決取消	ZZW ZCZW
				原判決維持	ZZZ ZCZZ

（注）審決は、Z、ZC 以外の場合もある（→02―02.1、02―02.4 の３．の分類表）。

(2) 通常訴訟、仮処分、再審判決の第一補助分類

地裁判決		高裁判決		最高裁判決	
侵害あり 不正競争あり （申立成立）	YA	原判決取消	YAW	高裁判決取消	YAWW
				高裁判決維持	YAWZ
		原判決維持	YAZ	高裁判決取消	YAZW
				高裁判決維持	YAZZ
侵害あり 不正競争あり （申立不成立）	YB	原判決取消	YBW	高裁判決取消	YBWW
				高裁判決維持	YBWZ
		原判決維持	YBZ	高裁判決取消	YBZW
				高裁判決維持	YBZZ
侵害なし 不正競争なし （申立成立）	ZA	原判決取消	ZAW	高裁判決取消	ZAWW
				高裁判決維持	ZAWZ
		原判決維持	ZAZ	高裁判決取消	ZAZW
				高裁判決維持	ZAZZ
侵害なし 不正競争なし （申立不成立）	ZB	原判決取消	ZBW	高裁判決取消	ZBWW
				高裁判決維持	ZBWZ
		原判決維持	ZBZ	高裁判決取消	ZBZW
				高裁判決維持	ZBZZ

(3) 行政事件訴訟判決の第一補助分類
(審決取消訴訟関係の第一補助分類 →３．(1)ａ、ｂ)

地裁判決		高裁判決		最高裁判決	
処分取消	W	原判決取消	WW	高裁判決取消	WWW
				上告棄却 (高裁判決維持)	WWZ
		請求棄却 (原判決維持)	WZ	高裁判決取消	WZW
				上告棄却 (高裁判決維持)	WZZ
請求棄却	Z	原判決取消	ZW	高裁判決取消	ZWW
				上告棄却 (高裁判決維持)	ZWZ
		請求棄却 (原判決維持)	ZZ	高裁判決取消	ZZW
				上告棄却 (高裁判決維持)	ZZZ

(改訂 R5.12)

02—03　ＰＵＤＴ

審決分類及び判決分類付与の指針

Ⅰ　一　般

１．審決、異議決定、判決など（以下「審決等」という。）の審決分類又は判決分類（→02—02 の１．）として、複数の「判示事項別分類」を付与する場合は、主要なものを主分類とし、それ以外のものを副分類とする。

副分類は、主分類の「判示事項別分類」の下に、以下のようにピリオド（．）の位置を揃えて併記する。

〔例１〕　P1651.113-Z（H04N）　…… 主分類
　　.02　　…… 副分類

〔例２〕　D1113.121-Z（L4-2）
　　.03

２．上位分類と下位分類がある分類項目について、上位分類は、下位分類のいずれにも属さない事項のみを分類する。

（注１）上位分類と下位分類の両方に該当する事項については、下位分類のみを付与する（上位分類は付与しない）。

（注２）付与対象の事項が複数あり、上位分類と下位分類の両方に該当する事項と、上位分類にのみ該当する（下位分類に該当しない）事項とがある場合は、下位分類と上位分類を併記する。

３．「審理一般０」の細分類の各項目の内容は、IV の表に掲げるとおりである。

Ⅱ　審決分類

１．各種中間決定における分類付与の注意

(1) 補正却下の決定には、第１補助分類（結論）は記入しない。

〔例１〕　T193.1-（103）

〔例２〕　D193.2-（L4-2）

(2) 参加許否の決定及び受継許否の決定には、判示事項別分類は記入しない。

参加許否の決定がされた事件の審決には、副分類として 091（→02—02.1～02—02.4 の別表（審理一般の細分類））を併記する。

〔例〕　D191.-Z　……　参加許否の決定
　　D1113.11-Z（117）　…… 参加許否の決定がされた事件の審決
　　.091

前記各種決定の際に付与する審決及び決定分類を以下の表に例示する。

決定の種類	審決・決定別分類記載例
特許異議の申立てについての決定 （平成 27 年 4 月 1 日施行）	決定…… P1651.113-Y 決定…… P1652.121-Z
商標登録異議の申立てについての決定 （平成 9 年 4 月 1 日施行）	決定…… T1651.262-Y(011) 決定…… T1651.262-Z(040) 決定…… T1651.13 -ZC(038) 決定…… T1652.272-ZD(030)
参加許否の決定	決定…… D191.　　-Z
参加許否の決定がされた事件の審決	審決…… D1113.11 -Z(17) .091
受継許否の決定	決定…… D195.　　-Z

２．　査定系審判において、原査定の拒絶理由を支持することはできないが、当審若しくは前置審査における拒絶理由又は前審における他の拒絶理由によって審判の請求は成り立たない旨の審決をする場合には、結論の分類として WZ を記入する。

３．　除斥、忌避事件の決定には判示事項に関する分類は付与しない。
〔例〕　U151.-Y(D04H)

４．　「全部無効（取消し）」及び「一部無効（取消し）」に関する分類付与例
〔例〕

P1113.111-Z	(C07D)	全部無効の請求成立
P1123.111-Z	(C07D)	一部無効の請求成立
P1113.111-ZC	(C07D)	全部無効の請求一部成立
P1123.111-ZC	(C07D)	一部無効の請求一部成立
T131.1-Z	(4)	全部取消しの請求成立
T132.1-Z	(4)	一部取消しの請求成立
T131.1-ZC	(4)	全部取消しの請求一部成立
T132.1-ZC	(4)	一部取消しの請求一部成立

５．　特許において独立特許要件の「判示事項別分類」（575 又は 856）を付与する場合は、その下に、独立特許要件で判断した事項（例えば、進歩性であれば 121。複数ある場合は主要なもの全て）を付与する（→02―02.1 の２．(1)(注)）（→９．(1)ア～ウ、オ、９．(3)）。

６．　判定事件における留意点
(1) 判定事件における「判示事項」のうち「利用」とは、例えば（イ）号のものの実施が本件権利の実施を要するか否かというように、権利の利用関係を論じた場合

である。

(2) 判定事件において、対象物の双方が権利であって、両者の分類が同じときは、第2補助分類の末尾に=の記号を付記し、両者の分類が異なるときは、=のあとに他方の類付号を付記する。

〔例〕

- 分類を同じくする権利対権利の場合
  P 12.2-YA (A01D=)
- 分類を異にする権利対権利の場合
  P 12.1-ZB (D01H=B65H)

7．「再審事件」の審決は、「審級の種類」を5とする（→02―02.1～02―02.4の1．）。

〔例〕　U 5112.01-X (B01J)

8．審判官が指定した審決分類又は判決分類は、審判長が確認する。

9．審決分類の使用例

(1) 特許拒絶査定不服審判についての事例

ア．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断し、

（イ）前審の拒絶理由（特§29①三）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）当審の拒絶理由（特§29②）で拒絶査定を維持する審決をした。

P18.121-WZB
.575
.121

イ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の拒絶理由（特§29の2）では拒絶すべきでないと判断し、

（イ）当審で拒絶理由（最後、特§29①三）を通知したところ、

（ウ）補正書が提出されたが、当該補正を補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZ
.575
.121

ウ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持

し、却下は適法と判断し、

（イ）前審の拒絶理由（特§29の2）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）当審で拒絶理由（最後、特§29①三）を通知したところ、補正書が提出されたが、補正により新規事項が追加されたとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZB
.575
.121

エ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、

（イ）当審は、当該補正により新規事項が追加されたとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断し、

（ウ）前審の拒絶理由（特§29②）で拒絶査定を維持する審決をした。

P 18.121-WZB
.561

オ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられ、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断に誤りがあったものと認め、却下を不適法と判断し、

（イ）却下された補正後の発明について、前審の拒絶理由（特§29②）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）却下された補正後の発明を特許すべきものと認める旨の審決をした。

P 18.121-WYA
.575
.121

(2) 特許無効審判の事例

特許無効審判において、訂正請求を訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により認めず、特§29①三により、特許無効と審決した。

P 1112.113-ZB
.841

(3) 訂正審判の事例

訂正審判において、訂正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの理由により、訂正を認めない審決をした。

P 141.856-Z
.121

(4) 特許異議の申立ての事例

特許異議の申立てにおいて、訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により訂正を認めず、特§29②により、特許取消しの決定をした。

P 1651.121-ZB

.841

１０．　商標の場合、第２補助分類の記入内容と公報上の表示が異なる。

〔例〕　(103) →(3)、　(211) →（旧 11)

記入　公報　　記入　　公報

Ⅲ　判決分類

１．　判決において、２以上の結論がある場合は、それぞれの分類を併記する。

２．　審決取消訴訟に関する判決の「裁判の種類」及び「判示事項」の分類標数は、02―02（P・U）、02―02（D）及び 02―02（T）の「審判の種類」及び「判示事項」に従う。

３．　審決取消訴訟以外の行政訴訟に関する判決の「裁判の種類」は、02 とする。

〔例〕　　P 702.11-Z（C08L）

４．　判決の第１補助分類（結論）は、前審（判）決の第１補助分類の後に続けて記入するが、この場合、「再審事件」の判決、審決、決定の第１補助分類には（　）を付す。

〔例１〕　　U 3112.01-（X）Z（G11B）

（再審事件の審決に対する出訴事件の高裁判決）

〔例２〕　　U 3112.01-Z（X）　(G11B)

（審決取消訴訟に関する確定判決に対する再審事件の高裁判決）

〔例３〕　　U 4112.01-Z（X）Z（G11B）

（〔例２〕の高裁判決に対する上告事件の最高裁判決）

〔例４〕　　P 704.01-（X）　(G11B)

（特許権侵害訴訟に関する確定判決に対する再審事件の地裁判決）

〔例５〕　　P 301.01-（X）Z（G11B）

（〔例４〕の地裁判決に対する控訴事件の高裁判決）

（改訂昭 60．3．30）

５．　産業財産権以外の関連判決（著作権関係判決、不正競争防止法関係判決など）の「産業財産権等の種類」は、E とする（→02―02.5 の１．）。

Ⅳ　審理一般の分類定義又は例示分類

<table>
<tr><th>分類</th><th>判示事項</th><th colspan="2">定義又は例示</th></tr>
<tr><td>0</td><td>審理一般</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">01</td><td>申立書請求書の表示</td><td colspan="2">料金不足；住所、氏名、権利番号などの相違；一定の申立てまたは理由の不備</td></tr>
<tr><td>請求</td><td colspan="2">審判管轄事項以外の請求（例えば先使用権確認の請求）；代理権（例えば委任状の不備）</td></tr>
<tr><td>02</td><td>利害関係
当事者適格
請求の利益</td><td colspan="2">実施権者の無効審判請求；査定、審決を受けた者または権利共有者の一部の請求；前権利者または法人権利者の代表者個人を相手とする請求；権利消滅後の判定請求</td></tr>
<tr><td>03</td><td>出願日、優先日
請求日、申立日</td><td colspan="2">出願日、優先日または請求日の認定；除斥期間または請求期間経過後の請求、異議申立期間経過後の申立て</td></tr>
<tr><td>04</td><td>対象物</td><td colspan="2">無効となった権利または出願中のものを対象とする請求；判定請求における（イ）号の不備、不明確、複数など；２個の権利を対象とする請求；補正書採否の形式的判断（08 を参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">05</td><td>審理方式</td><td>審理の一般的方針又は基準</td><td rowspan="2">ただし、01～04、06～08 に分類されるものを除く</td></tr>
<tr><td>審理手続</td><td>査定、審理手続の適法性</td></tr>
<tr><td>06</td><td>証拠</td><td colspan="2">証拠の採否、証拠調べ手続；実地検証、鑑定など</td></tr>
<tr><td>07</td><td>一事不再理</td><td colspan="2">一事不再理に関するもの</td></tr>
<tr><td>08</td><td>要旨認定</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>081</td><td>権利のもの</td><td>登録されて権利となったものの要旨認定</td><td rowspan="2">補正書採否の実質的判断（04 を参照）；請求範囲として記載された事項以外のものについての判断</td></tr>
<tr><td>082</td><td>権利でないもの</td><td>出願中、または（イ）号の要旨認定</td></tr>
<tr><td>09</td><td>その他</td><td colspan="2">01～08 に分類されない判示事項</td></tr>
<tr><td>091</td><td>参加</td><td colspan="2">各種の参加許否決定があったもの</td></tr>
<tr><td>092</td><td>異議</td><td colspan="2">各種の異議決定があったもの（平成 7 年 12 月までの異議の申立てのみ適用）</td></tr>
</table>

（改訂 R5.12）